

## 平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-12-3)

施策名	日本文化の発信及び国際文化交流の推進
施策の概要	芸術文化振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国と相互理解の推進を図る。

達成目標 1	我が国の芸術家や芸術団体による海外公演・ワークショップや、海外の芸術家・芸術団体と我が国の芸術家・芸術団体とが共同制作公演・意見交換等によるネットワーク構築などを行うことにより、文化芸術振興及び国際文化交流を推進する。						
達成目標 1 の設定根拠	平成 27 年閣議決定の「文化芸術の振興に関する基本方針（第 4 次基本方針）」により、「重点戦略 4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進」として、「伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する」とされていることから、上記を目標として設定している。						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	一年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
①当該年度に指名された文化交流使の海外での活動回数	—	905 回	878 回	484 回	558 回	603 回	208 回
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	/
	目標値の設定根拠	事業実施要項において、原則として月 8 回日本文化紹介活動を実施するものと定めていることから、これに予算に基づいた派遣件数及び期間を乗じたものを最小限の目標値とすることで、いかに活動が活発に行われているかを計る。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	19 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
②文化交流使の指名数・派遣地域数（人・団体、地域）	16 人・団体 3 地域	12 人・団体 3 地域	14 人・団体 3 地域	8 人・団体 3 地域	10 人・団体 3 地域	12 人・団体 3 地域	10 人・団体 3 地域
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	/
	目標値の設定根拠	派遣人数・団体は予算に基づいた数値とした。27 年度より、一部の類型（団体）を廃止したことにより、目標値を修正した。また、派遣地域数は、派遣先として欧州地域、北米地域、アジア・大洋州・中近東地域の 3 地域を目標としているため。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	一年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
③アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業の補助団体における滞在芸術家数（人） ※平成 27 年度までの実績欄は、文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成 27 年度までの事業）の実績値を記載	—	113	137	106	99	80	100
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	/
	目標値の設定根拠	国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通じた創作活動等を行うことにより、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に行われることが事業目的であることから、どれだけの人数の芸術家が滞在しているのか（滞在芸術家数）を目標値とすることで、国際文化交流が継続的に行われているかを計る。					

測定指標	基準値	実績値					目標値
	19年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
④アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業支援団体数(件) ※平成27年度までの進捗状況欄は、文化芸術の海外発信拠点形成事業(平成27年度までの事業)の状況を記載	27	25	31	22	24	19	20
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	支援件数については、予算に基づいた数値とした。					

施策・指標に関するグラフ・図等

—

達成手段  
(事業)

名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】	APとの関係	平成29年度行政事業レビュー事業番号
国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応 (平成12年度)	24 (26)	—	0383
芸術家・文化人等による文化発信推進事業—文化庁「文化交流使」の派遣等— (平成15年度)	70 (70)	—	0384
国際文化交流・協力推進事業 (平成14年度)	240 (279)	—	0385
アーティスト文化芸術の海外発信拠点形成事業 (平成23年度)	110 (110)	—	0382
東アジア文化交流推進プロジェクト事業 (平成24年度)	170 (170)	—	0387
芸術文化の世界への発信と新たな展開 (平成26年度)	1,070 (962)	—	0388
平成28年度評価からの変更点	—		
行政事業レビューとの連携状況	—		

達成目標2	海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進する。						
達成目標2の設定根拠	平成18年に施行された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第6条第1項の規定に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力に関する基本的な方針」においては、文化遺産国際協力として、文化遺産保護に携わる人材の養成が挙げられており、我が国の文化遺産国際協力に係る関係機関等の有する知識、技術及び経験等を活用して海外の専門家を対象とした、国内外での研修の充実を進めること等が規定されていることから、上記を目標として設定している。						
測定指標	基準値	実績値					目標値
	一年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
①現地参加者に対するアンケート調査(自	—	96%	99%	99%	98%	99%	95%

国での文化遺産保存修復の推進に役だったと回答した割合)	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	本事業の相手国人材養成への寄与を計る観点から、95%を目標値として設定。					
測定指標	基準値	実績値					目標値
	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
②ワークショップ等への相手国要人の出席割合（要人出席のワークショップ等の回数/ワークショップ等の開催回数）	80%	—	—	—	54.5%	57.1%	80%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	本事業の我が国の国際的地位向上への寄与を測る観点から、要人出席割合を指標とするが、ワークショップ開催の趣旨や開催地によっては当該国政府要人の出席が困難となることもあるため、概ねのワークショップにおいて要人が出席することを目指し、80%の要人出席割合を目標値として設定。					
達成手段 (事業)							
名称 (開始年度)	平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】	APとの関係			平成29年度行政事業レビュー事業番号		
文化財の国際協力の推進 (昭和62年度)	375 (559)	—			0386		
平成28年度評価からの変更点	—						
行政事業レビューとの連携状況	—						

施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額)					
		27年度	28年度	29年度	30年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	1,993,397 ほか復興庁一括 計上分0	2,176,456 ほか復興庁一括 計上分0	2,058,541 ほか復興庁一括 計上分0	2,474,345 ほか復興庁一括 計上分0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	0 ほか復興庁一括 計上分0	△402 ほか復興庁一括 計上分0	0 ほか復興庁一括 計上分0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	0 ほか復興庁一括 計上分0	0 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	1,993,397 ほか復興庁一括 計上分0	12,176,054 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 【千円】	1,751,291 ほか復興庁一括 計上分0	2,006,590 ほか復興庁一括 計上分0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
経済財政運営と改革の基本方針 2017	平成29年6月9日閣議決定	<p>2. 成長戦略の加速等 (5) 新たな有望成長市場の創出・拡大</p> <p>① 文化芸術立国 「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。 また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進める。</p>
成長戦略	平成29年6月9日	<p>観光・スポーツ・文化 (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化</p> <p>②文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上 ・「beyond2020プログラム」の認証組織を拡大すること等により、日本文化の魅力を国内外に発信する「文化プログラム」を全国展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげる。また、海外の第一線で活躍する文化人の参画、在外公館やジャパン・ハウスの活用等により、日本文化の国内外への戦略的な発信を強化し、文化による日本ブランドの構築を図る。 ・国際文化交流の祭典をさらに推進する体制の整備等を促進するとともに、2020年までに、海外派遣される「文化交流使」による発信強化、外国人アーティスト及び著名外国人の招へい等の双方向型の文化交流を強力に推進する。</p>
知的財産推進計画2017	平成29年5月16日知的財産戦略本部決定	<p>III. 2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化</p> <p>1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化 (2) 今後取り組むべき施策</p> <p>①継続的なコンテンツ海外展開に向けた取組 (戦略的な日本文化の発信) ・芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名し、海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動や、海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組(アーティスト・イン・レジデンス)、諸外国で発信力の高い外国人を招へいし日本文化を自国民対象に発信してもらう等、国際文化交流事業を強化し、我が国の魅力ある文化芸術の海外への発信と、特に中国、韓国といった東アジア諸国を中心としつつ様々な国の文化関係者による国境を越えた交流・協働を戦略的に推進する。(短期・中期)</p> <p>⑤模倣品・海賊版対策 (正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策) ・海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省、農林水産省) ・侵害発生国・地域政府との関係を強化し、海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)(財務省、経済産業省、文部科学省、法務省) ・海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。 (短期・中期)(文部科学省) ・ASEAN域内における、我が国コンテンツの著作権侵害発生国等に対して、著作権集中管理団体の育成、海賊版対策の強化など、著作権の適切な利用と正規品流通のための環境整備支援を強化する。(短期・中期)(文部科学省)</p>

		<p>・海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省)</p> <p>2. 映画産業の振興  (2) 今後取り組むべき施策  ②海外展開の質的・量的拡大に向けた取組  (海賊版対策の強化)  ・海外における正規品、正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、各省庁・各機関がより一層の連携体制を構築したうえで、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等を実施し、侵害発生国・地域での海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省)</p>
<p>観光立国推進基本計画</p>	<p>平成29年3月28日閣議決定</p>	<p>3. 国際観光の振興  (一) 外国人観光旅客の来訪の促進  ① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信  ク 日本文化に関する情報の総合発信  (前略)  また、外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進めることとし、外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行うほか、芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開することで、日本文化の発信拡大を図る。  特に日中韓3カ国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通して、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化することで観光促進に貢献する。  また、オリンピックの機会に合わせた「日中韓共同文化プログラム」として、2018年平昌(冬季)、2020年東京(夏季)、2022年北京(冬季)という、日中韓3カ国で続けてオリンピック・パラリンピックが開催される、それぞれの機会に、それぞれの開催国において、日中韓が共同で文化イベントを実施し、連携を推進することを通じて、東アジア文化を世界に発信し、各国の訪問客の増加に貢献する。  さらに、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進することにより、外国の芸術家の訪日を促進する。</p>

<p>主管課(課長名)</p>	<p>文化庁長官官房国際課 (北山 浩士)</p>
<p>関係課(課長名)</p>	<p>文化庁文化部芸術文化課 (江崎 典宏)  文化庁文化財部伝統文化課 (高橋 宏治)  文化庁文化財部美術学芸課 (圓入 由美)  文化庁文化財部参事官(建造物担当) (豊城 浩行)</p>

<p>評価実施予定時期</p>	<p>平成31年度</p>
-----------------	---------------